

【論説】

オリンピック日本代表選出における紛争とADR制度

八木由里
(弁護士)

1、オリンピックの意義

(1) アスリートにとってのオリンピック

オリンピックは多くの競技において最高峰の競技会として位置付けられ、アスリートはオリンピックの出場およびメダルの獲得を最終目標として日々のトレーニングに励んでいる。国によってはオリンピックでメダルを獲得した選手に対して国家から報奨金が出される制度の存する国もあるが、日本においては制度上、国家からの報奨金などの制度は定められていない(2004年当時)。しかし、近年、オリンピックの開催直前に日本オリンピック委員会(JOC)や各競技団体から報奨金の決定がなされる場合もある。例えば、アテネオリンピックでの報奨金はJOCからは金メダル300万円、銀メダル200万円、銅メダル100万円の報奨金が出された。これに加えて陸上については日本陸上連盟が金メダル500万円、銀メダル300万円、銅メダル200万円、卓球では日本卓球連盟から金メダル2000万円、銀メダル600万円、銅メダル300万円の報奨金が出されることとなっていた。しかし、アスリートにとってオリンピックに出場することの意義はもちろん報奨金の獲得ではなくアスリートとして世界の頂点に立つことであり、オリンピックでの結果はその後の競技人生のみならず競技を引退した後の人生にも大きく影響を及ぼすこととなる。

(2) オリンピック選手の選出方法

日本ではオリンピック開催が近づくにつれ、人気のあるスポーツはもちろん、普段はそれほど注目を集めていない競技に対しても代表選手の選考、オリンピックでの競技結果に国民の関心が集まる。特に候補選手が互いに日本代表となるために熾烈な争いを繰り広げている場合にはなおさらである。

日本でのオリンピック代表の選出方法は日本オリンピック委員会に加盟している各競技団体が日本オリンピック委員会から与えられた選手派遣枠の範囲内で選出するというシステムを採用している。オリンピック代表選出ではサッカーやバレーボールなどの団体競技に比しマラソン・水泳など個人競技でのトラブルが多く発生している。団体競技の場合には単純に個人の技術の優劣のみで代表選手を選ぶことはできずチームを構成し戦略を決定する監督がどのポジションにどのような選手が必要か、選手同士のバランスや相性等を考慮して決めることが必要となる。したがって、団体競技の代表選手選出権限は実際には監督に一任されている場合が多く、落選した選手から異論が出るというケースはほとんど見受けられない。

それに対して、個人競技の選手選考においては、チームの戦略やチームワークなどの要素を考慮に入れる必要がなく、純粋により高い技術・能力を有する選手を選出するべきであるという考えから、これまでの代表選手の選考について様々な問題が生じている。

その具体的事案については後述するとおりであるが、これまでオリンピックの選出には多くのトラブルが発生し、2003年4月には国内の紛争解決機関として日本スポーツ仲裁機構(JSAA)が設立された。2004年にはオリンピック代表選出問題については設立後初めてアテネオリンピック馬術の選考に関して国内初のスポーツ仲裁機構への申立て、および決定がなされている。

2、オリンピック選手選出における過去のトラブル事例

(1) テコンドーの事案(2004アテネ)

アテネオリンピックにおいてはテコンドーの競技団体が派閥争いから二

つに分裂していたこともあり、選手の選考ができないという事態にまで発展している。実際、その前の2002年アジア大会でも競技団体の一本化ができず、代表選出ができなかったことから選手の派遣が見送られている。テコンドーは普段マスコミに取り上げられることは少ないがアテネオリンピック前の選手選出問題はマスコミで大きく取り上げられ、選手派遣の署名活動が国民によって行われたほどである。その結果、予選会で出場枠を獲得していた岡本依子選手がJOCの直接選出という異例の方法によりアテネオリンピックに出場した。

(2) マラソンの事案 (2004アテネ)

アテネオリンピック女子マラソン代表4名の選出に関して2000年のシドニーオリンピックで金メダルを取得した高橋尚子選手が選出されるかどうかということが非常に高い関心を集めた。しかし、結論は高橋選手落選という結果に終わった。選出方法は世界選手権最上位者が自動的に内定するが、残りの3人枠については日本陸上連盟が選考競技会を3つ指定し、各選手はそれぞれ自ら選んだ競技会に出場、その結果を参考に日本陸上連盟の理事会、評議会が代表選手を選出するというものであった。高橋選手の落選に対して世間の反応は賛否両論があり、日本スポーツ仲裁機構に不服の申立てをするのではないかと憶測も流れたが、結局、高橋選手の監督が記者会見で「専門家の決定なので、それに従う。」とコメントし、紛争には発展しなかった。

このマラソンのケースや後述する馬術においても指摘されていることであるが、このような混乱を避けるために候補者全員が参加する選考競技会を1回だけ開催し、その競技会の成績上位者から自動的に代表選手に選考する方法も考えられる。

しかし、そのような方法が採用されなかった理由として、第一にマラソンというスポーツが非常に調整の難しいスポーツであり、競技会に出場するために要する調整期間も長いということが挙げられる。複数の競技会を指定し、各選手が選考競技会を選択できるということは、同時に各選手が自らが最高の状態で望める競技会を選択できるということでもある。仮に

オリンピック出場希望者が全員出場する競技会を開催し、その成績上位者が自動的に代表選手に決定するという選考方法を採用した場合、偶然の怪我でその大会に出られなかった選手は例え実力がある選手であってもオリンピック出場の機会を失ってしまうのである。したがって、一発勝負による選考は公平性、明晰性が確保される一方で最強の選考とは相反する結果となる危険性ははらんでいるといえる。

このように最強の人選というメリットだけでなく、複数の競技会の結果を参考に競技団体が選手を選出するという方法は競技団体の利益にも則しているものと言うことができる。全ての競技団体にとって最終目標は言うまでもなくオリンピック本番でよい成績を残すことである。そのような視点からも一発勝負で運のいい選手が選出されるよりは、なるべく実力のある選手を選出し、オリンピック本番でよい結果を残したいという競技団体の思惑とも合致しているといえる。

(3) 競泳女子の事案 (2000シドニー)

2000年競泳女子オリンピック選考のトラブルは日本において最初にADRによる解決が図られた事案である。事案の概要はシドニーオリンピック代表選手に選ばれなかったことを不服として競泳女子の千葉すず選手が日本水泳連盟をスポーツ仲裁裁判所(CAS=Court of Arbitration for Sport)に訴えたというものである。千葉選手はオリンピックではメダルを獲得していないが、当時200メートル自由形日本記録保持者であり、1991年の世界選手権では銅メダルを獲得し、日本競泳史上最上の才能を有しているとまで言われたほどの選手である。しかし、バルセロナオリンピックで6位、アトランタオリンピックでは予選落ちしその後一度は選手として一線を退いていたものの、シドニーオリンピックを目指して復帰したが結局代表選考で落選した。そして、千葉選手は日本水泳連盟の選考方法が不公平としてCASへ提訴した。この事案ではオリンピック代表選考のための1つの選考競技会が定められており、その選考競技会前に「オリンピック参加A標準記録を突破した者の中から世界で戦える選手を選ぶ」との説明がなされていた。千葉選手はA標準記録を突破したものの代表に選出され

なかった。結局千葉選手が選考から外れた理由は「世界で戦える選手」という基準を満たさなかったということになるが「世界で戦える選手」という基準は客観的にどのように判断されるのかが事前に明確にされておらず、この部分の基準については日本水泳連盟の裁量によるものであった。しかも、このとき日本水泳連盟は日本オリンピック委員会から30人の枠を与えられていたにも関わらず、代表選手を21人に抑えていることや千葉選手が選考前から自由奔放な言動でチームワークを乱しているというような発言が日本水泳連盟からマスコミに漏れたことなども恣意的に千葉選手を代表からはずしたのではないかというような憶測を呼ぶ結果となった。

このときのCASの裁定は「水連は千葉選手を不公平に扱ったとは認められない」として千葉選手の申立てを棄却した。しかし、一方で「水連が選考基準を十分に開示していれば、このような訴えはなかった」として千葉選手が仲裁申立てに要した費用の一部として1万スイスフラン（約65万円）の支払を命じた。

3、アテネオリンピック馬術日本代表選出における紛争とADR制度

(1) 日本スポーツ仲裁機構（JSAA=Japan Sports Arbitration Agency）

日本では2000年シドニーオリンピック競泳の千葉選手の出場をめぐってCAS提訴で国内機関設置の必要性が高まり、CASの日本版として、日本オリンピック委員会の主導で2003年4月に日本スポーツ仲裁機構（JSAA）が発足した。発足の経緯からもわかるように、JSAAが念頭においているケースはオリンピック選手選考のトラブルのような事案である。そして、まさにそのようなケースがアテネオリンピック馬術の選考に関して提訴された。この事案はJSAA発足後6件目の事案であったが、オリンピックの選考に関するトラブルはこの事案が初の事案となった。

日本スポーツ仲裁機構への申立て費用は50000円である。ほとんどの

事案において当事者は代理人を選任している。日本の裁判制度では代理人は原則として弁護士資格を有する者に限られているが、JSAAの仲裁規則では規定上、代理人の資格による制限等は存在しない。しかし過去において代理人を選任している事案においては全ての代理人は弁護士が行っている。

競技者（選手）と競技団体は日本スポーツ仲裁機構の場で紛争を解決することの合意（仲裁合意）がなければ、JSAAによる紛争解決はできない。競技団体がその規約において紛争の解決はJSAAのスポーツ仲裁規則に基づく旨規定されている場合には、申立ての時点で仲裁合意がなされたことになる。申立後、申立人、被申立人、JSAAが各1名ずつ、計3名の仲裁人を選出する。JSAAのホームページでは、スポーツ法に詳しい法律家らが仲裁人候補者として公開されている。

(2) 日本の馬術代表選出方法

2003年6月ドイツアーヘンの予選会で団体戦の4人馬の枠を得た日本馬術連盟は、2003年7月に候補選手を公募し、9名の選手がオリンピック出場を希望し候補選手となった。

各選手は障害馬術本部が指定する競技会に複数回出場し、障害馬術本部長がその結果を参考にして4名の代表選手を日本馬術連盟のオリンピック派遣人馬選考委員会に推薦して決定されるというものであった。

なお、2000年シドニーオリンピックの代表人馬の選考はアテネオリンピックとは全く異なる方法がとられていた。すなわち、シドニーオリンピックの代表選出は多くの候補人馬が活動拠点としているヨーロッパにおいて2回、日本代表候補人馬全員を一同に集めて選考競技会を開催し、その競技会の成績の上位者から自動的に代表に選出されるという方法を採用した。アテネオリンピックの選考においてこのような方法をとらなかった理由としては、日本人のみの選考競技会では観客数や会場の雰囲気などがオリンピック本番とは全く異なり、選手以上に心理的な影響を大きく受ける馬が本番でどの程度実力を発揮できるかは、このようなローカルな試合

では試すことができないという理由が最大の理由である。本番さながらの雰囲気人で馬の実力のみならず精神的な強さを知るためには一流選手や観客が多く集まるヨーロッパの国際競技会に出場しその成績を比べるのが本番で結果を残せる人馬を選ぶ最良の方法だという考え方からこのような選考方法を採用したのである。なお、国際競技会では、各国の招待枠に制限があることから、9名の全員を同じ国際競技会に出場させるということは不可能であった。

(3) 他国の選考方法 (2004年現在)

他国の馬術における代表選考方法を見ると世界で最も馬術が盛んなドイツでは6段階のライセンスのうち最も上級のライセンスを有する選手から出場希望者を募り、その希望選手を複数の大会に出場させ、選考委員会が候補選手を7名まで絞り込む。選考委員会の委員は監督、委員(6ないし7名)、選手代表で構成される。監督は7名の選手から5名の選手を選びオリンピック会場へ行かせ、競技会直前に馬の状態等を考慮して4名の選手を決める。最も乗馬人口が多く、馬術が盛んなドイツでも監督が最終的な代表選手4名を決定する全権を有している。

同じく馬術が盛んなベルギーにおいても、選考方法は公式には公表されていないが監督がナショナルチームの中から選出しており、監督が権限を有している。

(4) アテネオリンピック馬術代表選考までの経緯

2003年6月15日 ドイツアーヘン大会で優勝 団体出場枠を獲得
申立人は日本チームの一員として出場
同年7月1日 日本馬術連盟がアテネオリンピック選考基準公表
「アテネオリンピック競技大会に参加希望する選手は2004年2月末日までに所定の書式で申請すること。申請のあった人馬は障害馬術本部の指示に従

うものとし、障害馬術本部が指定する2004年4月から6月までの国際競技会に数回参加しなくてはならない。オリンピック競技大会参加人馬の選考は、障害馬術本部長がそれらの結果を参考にして、日本馬術連盟のオリンピック人馬選考委員会に推薦して決定される。」

2004年2月 9名の選手がアテネオリンピックへの出場を希望
同年4月30日 指定競技会として5月6日から6月13日までの間にヨーロッパで開催される5競技会が指定される
同年6月15日 アテネオリンピック障害馬術出場人馬決定、発表
同年6月22日 申立人J S A Aへ申立て
申立人側が1人目の仲裁人を選任
同年6月23日 被申立人(日本馬術連盟)側が2人目の仲裁人を選任
J S A Aが3人目の仲裁人を選任
同年6月22日～
7月7日 当事者双方が主張書面および証拠の提出
同年7月8日 審問
同年7月9日 双方が最終書面の提出
同年7月14日 仲裁判断

(5) 申し立ての概要

申立人の申立て内容は日本馬術連盟が9名の候補者からアテネオリンピック日本代表として4人馬を決定したが申立人は代表選手として選出されなかった。申立人の主張は代表に選出された4名の中には日本馬術連盟があらかじめ公表していた選考基準(選考競技会への数回出場など)を満たしていない選手おり、また、4名のうち1名については選考競技会において申立人のほうが代表に選出されるべき結果を残していることを理由にアテネオリンピック出場人馬の決定を取り消し、申立人および申立人騎乗の

馬を代表人馬に選出せよというものであった。さらに、本件の過程において、2003年7月1日に日本馬術連盟がアテネオリンピック選考基準として公表した基準のほかに本部長および選考委員会が未公表の基準により代表選手の選考をしていたことが明らかになり、申立人は公表されていない基準による選手決定は取り消されるべきであると主張した。

(6) 仲裁判断

日本スポーツ仲裁機構が過去に出した判断において以下のような判断基準が確立されている。「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自立性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続きに瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反し若しくは著しく合理性を欠く場合においてそれを取り消すことができる」。

馬術の事案における仲裁判断でもこの基準が踏襲された。そして、アテネオリンピックで日本馬術連盟が定めた選考基準は④の「国内スポーツ連盟の制定した規則」にあてはまるとして、まず選考基準自体が著しく合理性を欠くかどうかについて検討がなされた。仲裁人は公表されていた基準及び公表されていなかった基準についても詳細に検討し、「本件選考に利用された基準が著しく合理性を欠くという事はできない。」として申立人の主張を退けた。次に代表選手の中に公表されていた選考基準（選考競技会への数回出場など）を満たしていない選手がいるとの主張についてはすべて日本馬術連盟の主張が認められている。さらに、選考競技会において申立人のほうが代表に選出されるべき結果を残していると指摘された選手についてもそれぞれの選考競技会の成績を比較して申立人が代表選手として選出されるべきであったとまではいえないと結論づけている。また、未公表の選考基準についても「未公表の選考基準が極めて特異

な選考基準であって選手がその基準を特に意識しなければ基準に合致することが困難であるような基準であるなど未公表の基準が選手に公表されていたとすれば異なった代表決定がなされていた蓋然性が高いといえるときは、当該決定を取り消すべきであると考えられる。逆に未公表の基準が公表されなくても、選手は通常未公表の基準内容について注意することが期待される場合は、当該基準が未公表であることを理由として決定を取り消す必要はない。」との前提に立って未公表の基準は特異なものではなく、公表されていたとしても本決定が変わったとはいえないとして、申立人の主張を退けている。結論として仲裁判断では日本馬術連盟の代表選手決定については覆られなかった。しかし、仲裁判断の中で仲裁人はアテネオリンピックの選考方法について「シドニーオリンピック大会における代表選手選考方法を改善したと称する今回の代表選手選考方法は公平性、明晰性の点ではむしろ後退するものであった。」と批判している。さらに、選手にあらかじめ提示された要件が一義的に明瞭でなかったことや、代表選考の実質的な権限は本部長一人にあったことなど不適切な点があったとして日本馬術連盟が申立人に対して申立金5万円と弁護士費用の一部50万円を申立人に支払うよう決定を下している。

(7) 仲裁判断後の代表選考方法

アテネオリンピックの選考結果について、選手の申立ては棄却されたものの仲裁人は仲裁判断において日本馬術連盟に代表選手選考の手續上不適切な点があったことを指摘し、その改善を勧告した。また、同時に日本馬術連盟はマスコミによる多くの批判にもさらされ、今後再び同じような問題が起ることは許されない状況にある。

日本馬術連盟は本件仲裁の直後より、選手選考検討委員会という委員会を立ち上げ、勧告に添った形へ選考方法を改善した。実際、アテネオリンピックまでは馬術の専門家だけで決定されていた代表選手選考過程に弁護士や獣医師を加え、2006年のドーハアジア大会、世界選手権の選考方法を決定した。選考方法はいずれも出場希望選手が全員参加する選考競技

会成績上位者から自動的に選出されるシドニー方式（いわゆる一発勝負方式）であった。

北京オリンピックについても、その選考方法は、予選出場選手もオリンピック本戦出場選手も、出場希望選手が全員参加する選考競技会で成績上位者から決定することになっており、同じくシドニー方式を採用することが決まっている。

このようにJSAAの仲裁判断や勧告が競技連盟に対して与える影響は極めて大きい。日本のADR、日本スポーツ仲裁機構の存在は競技団体の変革の大きな原動力となっていると言える。